

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名 5 生活衛生環境の向上

施策主管課 生活衛生課 総合計画記載頁 98ページ

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	6 日常生活の安心感を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し、市民が、安全で安心した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	----------------	---------------------	---

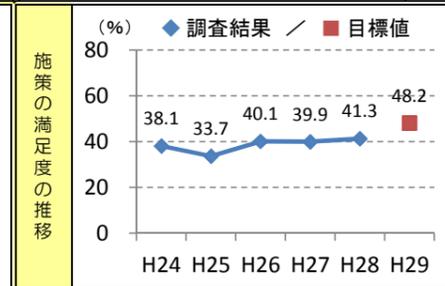
2 施策の取組状況

施策目標 市民が、快適で衛生的な生活環境の中で生活しています。

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果 指標3	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価				
	指標1	生活衛生関係施設等の監視率 (%)	単年度 目標値	99.8%	100%	100%	100%	100%			100%	A	調査結果	施策の満足度(%)	38.1%	33.7%	40.1%	39.9%		41.3%	B		
現状値			85.0%	実績値	97.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標値 (H29)	48.2%				前年度からの 増減	-4.4pt	6.4pt	-0.2pt	1.4pt				
目標値 (H29)			100%	単年度の 達成度	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%															
指標2		犬・猫の引取り数(頭) (捕獲を含む)	単年度 目標値	700	600	590	580	570	560	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B			
			現状値	867	実績値	799	640	550	468		384	指標名(単位)											
			目標値 (H29)	560	単年度の 達成度	87.6%	93.8%	107.3%	123.9%		148.4%	H24 H25 H26 H27 H28 H29											
指標3	犬・猫の引取り数(頭) (捕獲を含む)	単年度 目標値	/	/	/	/	/	/	A	【参考】中核市等との水準比較	都道府県・政令指定都市・中核市の犬・猫の 引取り数(頭)	中核市平均	1485	650	572	525	-	中核市での本 市の順位	26位/41市中	25位/42市中	24位/43市中	23位/45市中	-
		現状値	/	/	/	/	/	/				実績値	799	640	550	468	384						
		目標値 (H29)	/	/	/	/	/	/				中核市平均	/	/	/	/	/		/	/	/	/	
指標4	犬・猫の引取り数(頭) (捕獲を含む)	単年度 目標値	/	/	/	/	/	/	A	【参考】中核市等との水準比較	都道府県・政令指定都市・中核市の犬・猫の 引取り数(頭)	中核市平均	/	/	/	/	/	中核市での本 市の順位	/	/	/	/	/
		現状値	/	/	/	/	/	/				実績値	/	/	/	/	/						
		目標値 (H29)	/	/	/	/	/	/				中核市平均	/	/	/	/	/		/	/	/		

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	・全国的に入浴施設等を発生源とするレジオネラ症の事故が散発しており、公衆浴場等生活衛生関係施設のレジオネラ症発生防止のための自主的な対策等が求められている。 ・平成25年9月施行の改正動物の愛護及び管理に関する法律により、飼い主の適正飼養や終生飼養の責務が明記されている。また、国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本方針において、犬・猫の引取り等の大幅な削減目標が示されている。栃木県においては、平成26年3月に動物愛護推進計画を改定し、人と動物の共生する社会の実現を図るため、国の基本方針に即した目標値や具体的な取り組みが示されている。	市民満足度	・生活衛生関係施設の監視強化や動物愛護思想の普及啓発等に取り組んだことにより、前年度と同水準であった。	総合評価	83点
施策指標	・日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生水準の向上を図るため、計画的かつ効果的に監視指導を実施した結果、監視率は目標値を達成した。 ・犬・猫の引取り数については、広報紙や犬・猫の飼い方教室等により啓発活動等に取り組んだことから、目標値より減少させることができた。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H28事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	生活衛生関係施設の監視・指導	★	施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	206	H8		生活衛生関係施設の衛生的環境を確保するため、引き続き、監視要領に基づく監視指導を計画的かつ効果的に実施して、施設設置者の自主管理意識を醸成し、衛生水準の向上を図る。
2	衛生施設整備事業		衛生施設(斎場及び霊園)の保全	斎場及び霊園の利用者	施設の再整備・改修を実施	計画どおり	403,632	T5		市営霊園については、利用者が安全・安心に利用できるよう、改修等が必要な箇所については、計画的に実施していく。
3	霊園建設事業	★	市民の墓地需要に見合った安定的な墓地供給	墓地を必要としている市民	霊園の整備を実施	計画どおり	91,306	H4		少子化に伴う承継者の不在など、現代の墓地問題に対応するため、東の杜公園に合葬墓を整備しているところであり、平成29年度供用開始に向け、申込条件、使用料等を決定していく。 また、東の杜公園の整備計画について、当初計画と現状に墓地需要の差があることから、整備期間等の見直しに向け、合葬墓の需要を見極めながら、墓地需要の把握を行う。
4	水道施設に対する監視・指導		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画どおり	46	H8		飲料水の安全を確保するため、引き続き、監視要領に基づく監視指導を計画的かつ効果的に実施して、施設設置者の自主管理意識を醸成し、衛生水準の向上を図る。
5	建築物の衛生的環境の確保対策事業	★	建築物の衛生的環境の確保	特定建築物(大規模建築物)、建築物の衛生管理にかかる清掃業者・水質検査業者・貯水槽清掃業者等の登録業者	特定建築物の衛生状態、冷却塔のレジオネラ属菌の検査及び登録業者の機器の保管状況等の確認	計画どおり	19	H8		建築物における衛生的な環境を確保するため、引き続き、監視要領に基づく監視指導を計画的かつ効果的に実施して、施設設置者の自主管理意識を醸成し、衛生水準の向上を図る。
6	衛生害虫に関する指導・啓発事業		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	203	H8		衛生害虫による感染症や刺傷事故等の発生を防止するため、引き続き、衛生害虫の知識等の普及啓発を図り、自主防除活動を促進していく。
7	飼えなくなった犬猫などの引き取り	★	犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	7,979	H11		犬猫の引取りについては、法改正により、飼い主の終生飼養の責務に反すると認められる場合は引取りを拒否できる規定が設けられたことから、飼養者からの安易な引取りには厳格に対応していくとともに、適正飼養や終生飼養の普及啓発を推進し、犬猫の引取り数の減少を図る。
8	飼い犬等の不妊手術費補助金		犬猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成金の交付	計画どおり	4,738	H7		飼い犬等がみだりに繁殖して捨てられることによる人の生命・身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、適正飼養や繁殖制限措置の重要性について理解を高めるため、引き続き、飼い犬等の不妊手術に対する補助を行う。
9	栃木県動物愛護フェスティバル開催負担金		動物愛護思想の普及啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバルの共催	計画どおり	400	H8		広く市民に動物愛護思想の醸成や適正飼養の普及啓発を図るため、引き続き、動物愛護週間の期間内に、県や獣医師会等と協働で動物愛護フェスティバルを開催する。
10	狂犬病予防対策	★	狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	28,283	H8		狂犬病の発生による健康被害を防止するため、引き続き、狂犬病予防集注注射の実施やホームページや広報紙等を用いた狂犬病に関する正しい知識の普及啓発を推進し、犬の登録及び狂犬病予防注射を促進するとともに、野犬の捕獲を行う。
11	動物愛護推進事業		動物愛護思想の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	963	H15		動物愛護思想の普及を図るため、引き続き、動物愛護推進員を委嘱してその活動を支援するとともに、講習会等を開催して適正飼養を推進する。また、引取った犬猫の譲渡先の拡大するため、これまでの随時譲渡に加え、新たに譲渡会を開催し、殺処分される犬猫の減少に努めていく。
12	負傷動物の収容		所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会拡大	負傷または疾病にかかった動物(犬、猫等)	動物の収容及び応急処置	計画どおり	441	H11		法令に基づき、負傷または疾病にかかった動物(犬、猫等)を収容し、必要に応じて治療を行う。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内の生活衛生関係施設を原因とするレジオネラ症は発生していないが、一部の施設の自主検査等において浴槽水や冷却塔水からレジオネラ属菌が検出される事例があることから、レジオネラ症の発生に繋がらないよう、施設の衛生水準の向上が必要である。</li> <li>◆合葬墓の供用開始を踏まえ、今後、市民の墓地需要を把握し、安定的に墓地を供給する必要がある。</li> <li>◆愛護動物の適正管理については、動物愛護思想の普及啓発に関する様々な取り組みを行い、犬猫の引取り数や殺処分数は減少しているものの、国の基本方針に示されている引取りの削減目標が達成されていないことから、本市においてもさらなる削減に向けた取り組みが必要である。</li> </ul>	<p><b>方向性</b></p> <p>〈施策全般〉 ◆市民が快適で衛生的な生活環境の中で生活できるよう、生活衛生関係施設等の監視指導を着実に実施するとともに、市営霊園の整備や愛護動物の適正管理を推進していく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆霊園建設事業 東の杜公園について、新たに供用開始する合葬墓の需要を見極めながら、和式・芝生墓地の整備を行っていく。</p>